

自主研コスモ

肝疾患の障害年金と診断書

2024/9/21

小林勝哉

診断書様式 120号の6-(2) (腎疾患・肝疾患・糖尿病の障がい用)

(表

(内) 国民年金 診断書 (腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用) 厚生年金保険									
氏名 (フリガナ)		生年月日		昭和 平成 令和		年 月 日生(歳)		性別 男・女	
住所		住所地の郵便番号		都道府県		市区町村			
① 障害の原因となった傷病名		② 傷病の発生日		昭和 平成 令和		年 月 日		診断書で確認 本人の申立て (年 月 日)	
		③ ①のため初めて医師の診療を受けた日		昭和 平成 令和		年 月 日		診断書で確認 本人の申立て (年 月 日)	
④ 傷病の原因又は誘因		初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)		⑤ 既存障害		⑥ 既往症			
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。		傷病が治っている場合………		治った日 平成・令和		年 月 日		確認 推定	
		傷病が治っていない場合………		症状のよくなる見込		有・無・不明			
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見		初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)							
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項		診療回数		年間		回、月平均		回	
		手術名()		手術年月日(年 月 日)					
計測		身長		cm		脈拍		回/分	
		体重		kg		血圧		最大 mmHg 降圧薬服用 最小 mmHg 無・有	
⑩ 一般状態区分表 (平成・令和 年 月 日) (該当するものを選んでどれか一つを□で囲んでください。)									
ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など ウ 多歩を身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの エ 身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの									

初診日の確認
(相当因果関係に注意)

障害の状態の確認
(⑩欄 一般状態区分表)

表面の下部は使用しない (腎疾患の障害の状態)

(裏)

障 害 の 状 態																																																																																										
⑬ 肝 疾 患 (平成・令和 年 月 日 現 症) (糖尿病又は腎臓障害を合併する例では、糖尿病(⑩)、腎疾患(⑪)の欄にも必要事項を記入してください。)																																																																																										
<p>1 臨床所見</p> <p>(1) 自覚症状 (2) 他覚所見</p> <p>全身倦怠感 (無・有・著) 肝 萎 縮 (無・有・著)</p> <p>発 熱 (無・有・著) 胸 膈 大 (無・有・著)</p> <p>食 欲 不 振 (無・有・著) 浮 腫 (無・有・著)</p> <p>悪 心・嘔 吐 (無・有・著) 腹 水 (無・有・有(難治性))</p> <p>皮膚搔痒感 (無・有・著)</p> <p>右 脇 性 膨 脹 感 (無・有・著) 黄 疸 (無・有・著)</p> <p>吐血・下血 (無・有・著) 腹 壁 静 脈 怒 張 (無・有・有(度))</p> <p>出 血 傾 向 (無・有・著)</p>																																																																																										
<p>2 Child-Pughによるgrade</p> <p>A (5・6) B (7・8・9) C (10・11・12以上)</p>																																																																																										
<p>3 肝 生 検 無・有 検査年月日(平成・令和 年 月 日)</p> <p>所見 グレード () ステージ ()</p>																																																																																										
<p>4 食道・胃などの静脈瘤</p> <p>(1) 無・有 検査年月日(平成・令和 年 月 日)</p> <p>(2) 吐血・下血の既往 無・有 () 回)</p> <p>(3) 治療歴 無・有 () 回)</p>																																																																																										
<p>5 ヘパトーマ治療歴 無・有</p> <p>・手術 回 ・局所療法 回 ・動脈塞栓術 回</p> <p>・放射線療法 回 ・化学療法 回</p>																																																																																										
<p>6 特発性細菌性腹膜炎その他肝硬変症に付随する病態の治療歴 所見</p>																																																																																										
<p>7 治療の内容</p> <p>(1) 利尿薬 剤 (無・有) (4) アルブミン・血液製剤 (無・有)</p> <p>(2) 特殊アミノ酸製剤 (無・有) (5) 血・小板輸血 (無・有)</p> <p>(3) 抗ウイルス療法 (無・有) (6) その 他 具体的内容</p>																																																																																										
<p>(3) 検査成績 (記入上の注意を参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査日</th> <th>結果</th> <th>基準値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>AST (GOT)</td><td>U/L</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ALT (GPT)</td><td>U/L</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>γ-GTP</td><td>U/L</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>血清ビリルビン</td><td>mg/dl</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アルカリホスファターゼ</td><td>U/L</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>血清総蛋白</td><td>g/dl</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>血清アルブミン</td><td>g/dl</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>BCG法・BCP法 ・改良型BCP法</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>A/G比</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>血小板数</td><td>×10³/μl</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>プロトロンビン時間</td><td>%</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総コレステロール</td><td>mg/dl</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>血清アンモニア</td><td>μg/dl</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>AFP</td><td>ng/ml</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>PIVKA-II</td><td>mAU/ml</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">アルコール性 肝硬変の場合</td> <td>1箇年以上アルコールを摂取していない。</td> <td>(○・×)</td> <td>(○・×)</td> <td>(○・×)</td> </tr> <tr> <td>継続して必要な治療を受診している。</td> <td>(○・×)</td> <td>(○・×)</td> <td>(○・×)</td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	検査日	結果	基準値	単位	AST (GOT)	U/L				ALT (GPT)	U/L				γ-GTP	U/L				血清ビリルビン	mg/dl				アルカリホスファターゼ	U/L				血清総蛋白	g/dl				血清アルブミン	g/dl				BCG法・BCP法 ・改良型BCP法					A/G比					血小板数	×10 ³ /μl				プロトロンビン時間	%				総コレステロール	mg/dl				血清アンモニア	μg/dl				AFP	ng/ml				PIVKA-II	mAU/ml				アルコール性 肝硬変の場合	1箇年以上アルコールを摂取していない。	(○・×)	(○・×)	(○・×)	継続して必要な治療を受診している。	(○・×)	(○・×)	(○・×)
検査項目	検査日	結果	基準値	単位																																																																																						
AST (GOT)	U/L																																																																																									
ALT (GPT)	U/L																																																																																									
γ-GTP	U/L																																																																																									
血清ビリルビン	mg/dl																																																																																									
アルカリホスファターゼ	U/L																																																																																									
血清総蛋白	g/dl																																																																																									
血清アルブミン	g/dl																																																																																									
BCG法・BCP法 ・改良型BCP法																																																																																										
A/G比																																																																																										
血小板数	×10 ³ /μl																																																																																									
プロトロンビン時間	%																																																																																									
総コレステロール	mg/dl																																																																																									
血清アンモニア	μg/dl																																																																																									
AFP	ng/ml																																																																																									
PIVKA-II	mAU/ml																																																																																									
アルコール性 肝硬変の場合	1箇年以上アルコールを摂取していない。	(○・×)	(○・×)	(○・×)																																																																																						
	継続して必要な治療を受診している。	(○・×)	(○・×)	(○・×)																																																																																						
<p>8 その他の所見</p> <p>(1) 肝移植 無・有 (有の場合は移植年月日(平成・令和 年 月 日) 経過)</p> <p>(2) その他(超音波・CT・MRI検査等)(平成・令和 年 月 日)</p>																																																																																										
⑯ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入して下さい)																																																																																										
⑰ 予 後 (必ず記入して下さい)																																																																																										
⑱ 備 考																																																																																										

障害の状態の確認
(⑬欄 検査結果)

裏面の中央部は使用しない
(糖尿病の障害の状態)

障害の程度は
「総合的に認定」

障害年金のお知らせ

平成26年6月1日から
「肝疾患による障害」の認定基準を
一部改正します。

改正のポイント

1. 重症度を判断するための検査項目について見直しを行いました。
2. 障害等級を客観的に判断するため、検査項目の異常の数を入れました。
3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

(認定の対象となる障害)

肝・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症

・肝硬変症に付随する病態

(食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がんを含む)

※慢性肝炎は、原則として認定の対象になりませんが、検査項目の異常の数などにより障害の状態に相当する場合は認定の対象となります。

肝疾患による障害の程度は、「総合的に認定」

(認定のめやす)

認定の時期以後、少なくとも1年以上の療養を要するもの

- 1 級 長期の安静を要する病状が、日常生活の用を不能ならしめる程度
- 2 級 日常生活が著しい制限を受ける または 制限を加えることを要する
- 3 級 労働が制限を受ける または 制限を加えることを要する

障害の程度	障害の状態（例示）
1 級	検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

(注) 平成26年6月1日から「肝疾患による障害」の認定基準を一部改正し、各等級に相当する例示の中に検査項目の異常の数を入れました。

※障害の認定は、異常値の数と一般状態区分表による障害の状態などによって認定されます。

(肝疾患の重症度判定の検査項目と異常値)

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/d l)	0.3~1.2	2.0以上3.0以下	3.0超
血清アルプミン (g/d l (BCG法))	4.2~5.1	3.0以上3.5以下	3.0未満
血小板数(万/ μ l)	13~35	5以上10未満	5 未満
プロトロンビン 時間(PT) (%)	70超~130	40 以上70以下	40 未満
腹水		腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)		I 度	II 度以上

(表 1) 肝性脳症の昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠-覚醒リズムに逆転。多幸気分ときに抑うつ状態。だらしく、気にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。
II	指南力(時、場所)障害。物をとり違える(confusion)。異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど)。ときに傾眠状態(普通によびかけで開眼し 会話が出来る)。無礼な言動があったりするが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。尿便失禁がない。羽ばたき振戦あり。
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。嗜眠状態(ほとんど眠っている)。外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には 従わない、または従えない(簡単な命令には応じえる)。	羽ばたき振戦あり。(患者の協力がえられる場合) 指南力は高度に障害。
IV	昏眠(完全な意識の消失)。痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる。
V	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない。	

(注) 平成26年6月1日から「肝疾患による障害」の認定基準を一部改正し、重症度を判断する検査項目・臨床所見とその異常値を見直しました。

(肝疾患の一般状態区分)

障害認定基準 第13節 肝疾患による障害 一般状態区分表

区分	一般状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの例えば、軽い家事、事務な
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

（肝疾患の認定の特記事項）

・肝硬変は、その発症原因によって、病状、進行状況を異にするので、各疾患固有の病態に合わせて認定する。

アルコール性肝硬変については、継続して必要な治療を行っていること及び検査日より前に 180 日以上アルコールを摂取していないことについて、確認のできた者に限り、認定を行うものとする。

（注）平成 26 年 6 月 1 日から

「肝疾患による障害」の認定基準を

一部改正し、

アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

(肝疾患の認定の特記事項)

・慢性肝炎

原則として認定の対象としないが、
障害の状態に相当するものは認定の対象とする。

・食道・胃などの静脈瘤

吐血・下血の既往、治療歴の有無及びその頻度、治療効果を参考とし、
検査項目及び臨床所見の異常に加えて、総合的に認定する。

特発性細菌性腹膜炎についても、同様とする。

(肝疾患の認定の特記事項)

・肝がん

検査項目及び臨床所見の異常に加えて、肝がんによる障害を考慮し、「第13節 肝疾患による障害」、及び「第16節 悪性新生物による障害」の認定要領により認定する。

ただし、検査項目及び臨床所見の異常がない場合、第16節悪性新生物の認定要領により認定する。

・肝臓移植の取扱い

ア 術後の症状、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 障害年金を支給されている者が肝臓移植を受けた場合は、臓器が生着し安定的に機能する期間を考慮し、術後1年間は従前の等級。

(参考) 初診日について

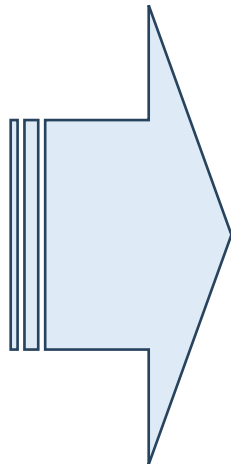
- 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日。
- 肝炎と肝硬変には、相当因果関係があるとされます。
(肝炎を経て、肝硬変、肝がんといった経過をたどる。)
- 「初診日」が、肝炎で初めて医療機関を受診した日となる可能性に注意。
さらに、肝炎で初めて医療機関を受診した日よりも前に肝機能障害があり、医療機関を受診している場合については、当該医療機関が初診日になる可能性にも注意。

(参考) 認定のめやすと障害の状態 (例示) の対応表

障害認定基準 第13節 肝疾患による障害 1 認定基準 (6)各等級に相当すると認められる一部例示

障害の程度	障害の状態 (例示)
1 級	検査成績及び臨床所見のうち高度異常を 3 つ以上示すもの又は高度異常を 2 つ及び中等度の異常を 2 つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を 3 つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表の工又はウに該当するもの
3 級	検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を 2 つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

※障害の認定は、異常値の数と一般状態区分表による障害の状態などによって認定されます。



検査成績と臨床所見	イ	ウ	工	オ
高度異常が 3 個以上	—	2 級	2 級	1 級
高度異常が 2 個以上、 かつ中等度異常が 2 個以上	—	2 級	2 級	1 級
高度異常、 または中等度異常が 3 個以上	3 級	2 級	2 級	—
高度異常、 または中等度異常が 2 個以上	3 級	3 級	—	—

(参考) 障害状態の確認

診断書⑪欄「一般状態区分表」と⑬欄「検査結果」で確認する。

検査成績と臨床所見	イ	ウ	エ	オ
高度異常が3個以上	—	2級	2級	1級
高度異常が2個以上、 かつ中等度異常が2個以上	—	2級	2級	1級
高度異常、 または中等度異常が3個以上	3級	2級	2級	—
高度異常、 または中等度異常が2個以上	3級	3級	—	—

また、障害認定基準には、食道・胃静脈瘤破裂による吐血歴や自覚症状等も考慮し総合的に決定する旨の記載があり、これらの事項が診断書に反映されているか、確認する。

(参考) 身体障害者手帳制度における肝臓機能障害 1級～4級

平成28年4月施行改正

〔認定対象の拡大〕

○ チャイルド・ピュー分類C（重度の非代償性肝硬変）→分類B（中程度の肝硬変）に拡大

〔1級・2級の要件の緩和〕

○ 日常生活の制限にかかる指標の見直し

〔再認定の導入〕

○ 1年以上5年以内に再認定（チャイルド・ピュー分類Bの場合）

身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	肝臓機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(参考) 肝疾患の豆知識



・7月28日は「世界肝炎デー」

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/article/2024/013188.php>

肝硬変の原因 アルコール 28%、C型ウイルス 27%、脂肪肝 12% (↑増加)

・知って、肝炎プロジェクト

<https://www.kanen.org/project/about/>

平成21年に「肝炎対策基本法」、医療費助成、検査の促進、普及と理解など5本の柱